

議会全員

◆行政当局より議会へ

協議会

説明のあった件◆

南九州市国民健康保険税の税率改定について

2月13日 健康増進課より

平成30年度から国保の新制度が始まります。新制度では、国保の運営主体が県に移行されます。市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の事業を引き続き行います。

新制度に向け、県から本市に標準保険料率を示されました。標準保険料率をそのまま適用すると2%の負担増となり、一挙に負担が重くなります。このため、29年度までの税率とできるだけ変わらない水準で保険税を改定しました。

今回の改定では収支不足が見込まれ、市の一般会計から8,500万円を法定外繰り入れする予定です。

所得階層世帯別の税負担比較表

(単位：円)

ケース	想定世帯	29年度 税額	30年度 税額	比較増減	※参考税額
1	世帯主 45 才 妻 43 才 子 2 人 農業所得 150 万円 固定資産税 10 万円 妻 専給 120 万円	334,900円	330,300円	－4,600円	330,700円
2	世帯主 45 才 妻 43 才 子 2 人 農業所得 300 万円 固定資産税 10 万円 妻 専給 120 万円	586,800円	586,000円	－800 円	593,900円
3	世帯主 64 才 妻 64 才 子なし 夫 年金収入 120 万円 固定資産税 3.5 万円 妻 年金収入 110 万円	141,700円	142,000円	300 円	147,100円
4	世帯主 64 才 妻 64 才 子 2 なし 夫 年金収入 100 万円 固定資産税 2.5 万円 妻 年金収入 90 万円	69,500円	69,100円	－400 円	71,400円
5	世帯主 72 才 妻 72 才 子なし 夫 年金収入 267 万円 固定資産税 3.5 万円 妻 年金収入 70 万円	223,200円	225,400円	2,200円	235,900円
6	世帯主 72 才 妻 72 才 子なし 夫 年金収入 70 万円 固定資産税 2 万円 妻 年金収入 70 万円	34,400円	33,700円	－700 円	34,600円

※参考税額：県が示す標準保険料率に基づいた年税額

南九州市第3次定員適正化計画

3月23日 総務課より

計画策定の目的

合併当初に策定した南九州市定員適正化計画（20年度～29年度）において、職員数削減を図り、合併時505人であった職員数を平成29年度は412人まで削減して、定員適正化に努めてきました。

今後の社会情勢、人口動態等を勘案し、効率的な行政運営と住民サービスの充実を念頭に、今後10年間の第3次定員適正化計画を策定します。

計画期間

平成30年度～平成39年度

数値目標

平成39年度には357人に削減される予定です。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
各年度4月1日 職員数(A)	412	405	390	386	378	385	381	378	371	376	357
年度内退職 予定者数	▲15	▲27	▲12	▲16	0	▲11	▲10	▲12	0	▲24	▲11
次年度採用数	8	12	8	8	7	7	7	5	5	5	4
フルタイム再任用・ 嘱託職員(B)			5	5	10	0	2	2	6	0	13

地域ブランディング事業について

2月13日 ふるさと振興室より

全国の人々に本市のまちづくりの基本理念や特産品及び観光地など広く認知していただくため、市のホームページ等を含めて一貫した本市の情報発信を行います。

移住定住の促進やふるさと納税の推進などの取組みにおいても、情報発信の充実による南九州市の認知度を高め、包括的なブランドイメージを構築します。

まちづくりの理念や観光・特産品等のセールスポイントが一目で伝わるような市のロゴマークやキャッチコピーの開発等を行います。



その他の議会全員協議会

○南九州市合併新市基本計画の変更について

○南九州市パンとお茶の館「茶楽里」譲渡先法人決定について

○第2次南九州市行政改革大綱の策定について

○公共施設等適正化配置計画について

○南九州市庁舎建設等市民検討委員会からの答申について

○市有林の譲渡について

○川辺清掃センター焼却灰処分調査業務委託の一次調査状況報告について

○南九州市立幼稚園のあり方検討委員会からの答申について

第7期介護保険事業計画に基づく施設整備、給付金及び保険料について

2月13日 長寿介護課より

施設整備

①介護医療院（※介護療養型医療施設、医療療養病床からの移行）

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設が新たに「介護医療院」として創設。

②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護…2箇所指定

新しく事業所を整備するのではなく、既存の施設を活用した共用型認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の整備について、1ユニット3名の事業所を2箇所整備する計画。

介護保険料

3年毎の改正に伴い第7期介護保険料試算（30年～32年の3年間）で保険料基準額を月額5,500円から6,400円に変更。